

長野県病院薬剤師会会則

第一章 名称と事務所

第1条 本会は、長野県病院薬剤師会と称す。

第2条 本会は、事務所を松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院内に置く。

第二章 目的と事業

第3条 本会は会員相互の団結の強化を図り、技能の進歩と地位の向上を期する目的をもって、次の事業を行なう。

- (1) 病院診療所の薬剤施設の設備運営の向上に関する調査研究
- (2) 病院診療所の薬剤施設勤務者の待遇向上に関する調査研究
- (3) 講演会・研究会・見学・親睦会の開催、及び関係団体、諸官庁との連絡。
- (4) 本会は、社団法人日本病院薬剤師会の目的ならびに事業に賛同し、その事業の一部を執行する。また、長野県薬剤師会病診部会と学術・技術面において共同事業を行い、その目的を達成する。
- (5) その他本会の目的達成のための事業

第三章 会 員

第4条 本会の会員を分けて正会員、特別会員及び賛助会員とする。

正会員・特別会員は、同時に社団法人日本病院薬剤師会会員となる。

第5条 正会員は長野県内の病院、診療所などに勤務する薬剤師を以てする。

第6条 特別会員は長野県在住で、転職などにより正会員の資格を失った者、及び上記に該当しない薬剤師であって、会長が承認した者、期間は本人の希望による。

第7条 賛助会員は本会の目的に賛同し、事業の推進を支援するために、会長が承認した個人又は法人とする。

第四章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	4名
部 長	若干名
委員長	若干名
支部長	4名
監 事	2名

第9条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。
- 3 部長、委員長は、会務の執行に関して会長及び副会長を補佐し、会務を行う。
- 4 支部長は、各支部を代表し、支部の業務を総轄する。
- 5 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

第10条 会長、副会長、監事は、総会において別に定める選挙規程により決定する。

- 2 部長、委員長は会長が指名する。

第 11 条 役員の任期は 2 年とする。ただし役員の任期満了の場合においても、後任者が就任するまで前任者はその職務を行なう。

- 2 役員に欠員が生じたときは、会長・副会長の合議により指名する。就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五章 会 議

第 12 条 本会の会議は、総会・役員会・委員会とする。

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年 1 回会長が招集し、長野県薬剤師会病院診療所部会と同時期に行う。
- 3 臨時総会は、次にあげる場合に招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 役員会が必要と認めたとき
- 4 役員会は、会長及び部長・委員長 3 分の 1 が必要と認めたとき、随時会長が召集する。
- 5 委員会は、部長・委員長が必要と認めたとき、随時会長が召集する。

第 14 条 総会・役員会の決議は、出席者（賛助会員を除く）の過半数の同意を必要とする。

第 15 条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告、事業計画に関する事
- (3) 決算、予算に関する事
- (4) 会長、副会長の候補者推薦

第六章 会 計

第 16 条 本会の会計は、日本病院薬剤師会よりの交付金と長野県病院薬剤師会会費をもって充てる。また、特別の事由がある場合、臨時に負担金を徴収することができる。

第七章 事 業 年 度

第 17 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第八章 会 則 の 変 更

第 18 条 この会則は、総会の同意を得て変更することができる。

附則 本会則は平成 30 年 6 月 30 日より効力を生ずる。

平成 9 年 6 月 23 日制定	平成 19 年 6 月 16 日一部変更
平成 12 年 4 月 1 日一部変更	平成 19 年 11 月 11 日一部変更
平成 14 年 6 月 16 日一部変更	平成 26 年 6 月 14 日一部変更
平成 14 年 11 月 11 日一部変更	平成 30 年 6 月 30 日一部変更

長野県病院薬剤師会細則

第1条 本会の目的、及び事業を円滑に進めるために、次の部並びに委員会を置きそれぞれ担当の役員をあてる。

- (1) 総務部 (イ) 総務委員会 (ロ) 広報委員会 (ハ) ホームページ委員会 (ニ) 会計
- (2) 教育部 (イ) 新人教育委員会 (ロ) 薬学生教育委員会 (ハ) 生涯研修委員会
- (3) 業務部 (イ) 業務委員会 (ロ) 医療安全対策委員会 (ハ) 中小病院委員会
- (4) 学術部 (イ) 学術委員会

第2条 正会員・特別会員の会費は次のように1項及び2項に定める。

- 1項 日本病院薬剤師会会費
年会費は日本病院薬剤師会が定める額とする（期間を4月1日から翌年3月31日までとする）。
- 2項 長野県病院薬剤師会会費
年会費 5,000 円とする（期間を4月1日から翌年3月31日までとする）。

第3条 賛助会員の会費は1口 20,000 円とする（期間を4月1日から翌年3月31日までとする）。

- 1項 賛助会員は本会の各種事業に参加することができる。

第4条 本会役員、及び会員（賛助会員を除く）が会長の承認を得て会議に出席し、若しくは会務により出張する場合は、次の規定により旅費等を支給する。

- (1) 旅費は、各医療機関を起点とした実費とする。
- (2) 宿泊料は、一泊 10,000 円とする。

このほかに会長の承認により、別に支給することもできる。

第5条 会員（賛助会員を除く）の慶弔に関する処理

- (1) 結婚の場合、会員本人については、祝電のみにて行う。
- (2) 死亡の場合、会員本人については、

弔慰金 10,000 円(若しくは花輪または生花)、弔電にて行なう。

その他、特に必要と認められる場合は会長の判断による。

附則 本細則の変更は、役員会の決に基づくものとする。

この細則は平成 9年 6月23日から施行する。

- 平成12年 4月 1日 一部変更
- 平成18年11月19日 一部変更
- 平成19年11月11日 一部変更
- 平成22年 6月19日 一部変更
- 平成24年 4月 3日 一部変更
- 平成26年 3月13日 一部変更
- 平成27年 5月12日 一部変更
- 平成28年 3月22日 一部変更